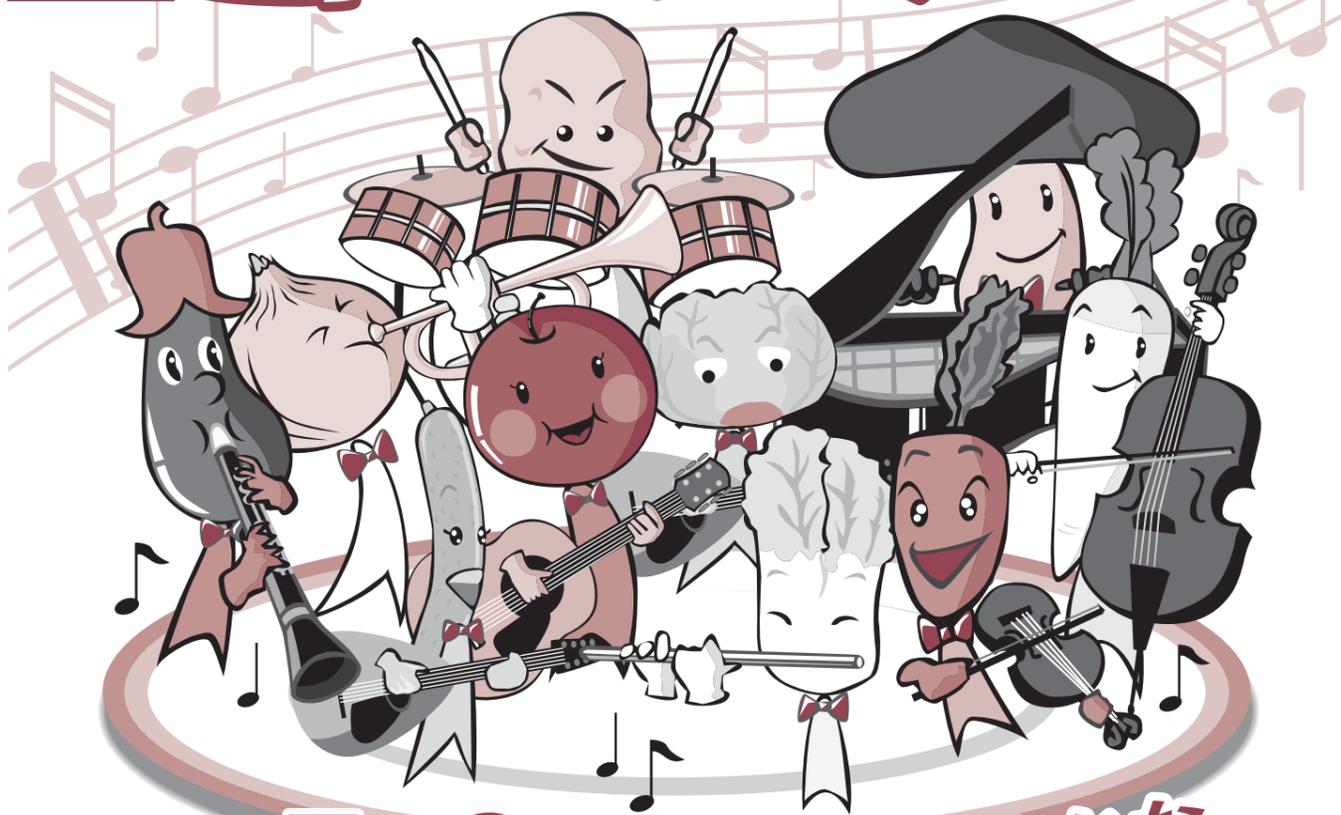


第31回  
AGRICULTURAL  
FESTIVAL  
in SHIROISHI

# 白石市農業祭



とき 11/7(土)・8(日)  
9:00~16:00 9:00~15:00

ところ ホワイトキューブ  
(白石市文化体育活動センター)

## 彩り豊かな 農業の祭典!!

ご来場記念プレゼント!  
白石産新米!!  
“おにぎり”  
プレゼント!  
先着 500名様  
プレゼント開始時間/11:30~  
※お一人様1個限りとなります。

今年もあります!  
緑化木プレゼント!  
先着 250名様

そのほかさまざまな企画で皆さまのご来場をお待ちしています。

※詳しくは、広報しろいし11月号と一緒に配布する折り込みチラシをご覧ください。

♪ 農林産物コンテスト&  
農産物即売会

♪ 振る舞いもち&  
手打ちそば

♪ すてきな暮らし展    ♪ 林業と森林組合展

♪ 書写絵画展    ♪ ステージイベント    ♪ 農業と農協展

農機具展示会場は白石農機センター(深谷)

☎農林課 22-1253

### I 住宅新築の減額制度 (新築した年の12月末までに申告してください)

居住部分の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下の専用住宅や併用住宅、共同住宅(居住部分が2分の1以上)などを新築した場合。

※一戸建て以外の賃貸住宅(アパートなど)は、40平方メートル以上280平方メートル以下

#### ●減額される税額および期間

居住部分の床面積120平方メートル分について、**税額の2分の1**が減額されます。

①一般住宅は新築後3年間    ②3階建て以上の中高層耐火住宅は新築後5年間

※宮城県より認定を受け平成22年3月31日までに新築した長期優良住宅は、減額の期間が①は5年、②は7年となります。

#### ●申告に必要な書類

・新築住宅に対する減額申告書    ・長期優良住宅に対する減額申告書

### II 住宅耐震改修工事 (工事完了後、3カ月以内に申告してください)

昭和57年1月1日以前に建築した住宅で、現行の耐震基準に適合する改修工事を行った場合(工事費30万円以上のもの)。

●減額される税額と期間 改修した住宅の居住部分の床面積120平方メートル分について、改修の時期に応じて**税額の2分の1**が減額されます。

①平成18年~21年改修は3年間    ②平成22年~24年改修は2年間

③平成25年~27年改修は1年間

#### ●申告に必要な書類

・住宅耐震改修減額申告書    ・耐震基準適合証明書(建築士免許証の写しを添付)

### III 住宅省エネ改修工事 (工事完了後、3カ月以内に申告してください)

平成20年1月1日以前に建築した住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの期間に、現行の省エネ基準に適合する改修工事を行った場合(工事費30万円以上のもの)。ただし、賃貸住宅は除きます。

#### ●対象となる改修工事

①窓の断熱改修工事    ②①と併せて行う床や天井、壁の断熱改修工事

●減額される税額と期間 改修した住宅の居住部分の床面積120平方メートル分について、改修の翌年度に限り、**税額の3分の1**が減額されます。

#### ●申告に必要な書類

・住宅熱損失防止(省エネ)改修減額申告書  
・熱損失防止改修工事証明書(建築士免許証の写しを添付)  
・工事内容と費用を確認できるもの

### IV 住宅バリアフリー改修工事 (工事完了後、3カ月以内に申告してください)

平成19年1月1日以前に建築した住宅で、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの期間に、次の改修工事を行った場合(補助金を除いた自己負担額が30万円以上のもの)。ただし、賃貸住宅は除きます。

●居住者の要件 次のいずれかの方が申請時に居住していること。

・改修翌年の1月1日現在65歳以上の方  
・要介護または要支援認定を受けている方    ・障害者手帳をお持ちの方

#### ●対象となる改修工事

①廊下の拡幅    ②階段のこう配緩和    ③浴室またはトイレの改良    ④手すりの取り付け  
⑤床の段差解消    ⑥引き戸への取り換え    ⑦床表面の滑り止め化

#### ●減額される税額と期間

改修した住宅の居住部分の床面積100平方メートル分について、改修の翌年度に限り、**税額の3分の1**が減額されます。

#### ●申告に必要な書類

・住宅バリアフリー改修工事減額申告書    ・工事内容と費用を確認できるもの  
・改修前後の写真    ・補助金または給付金の決定通知書などの写し  
・納税義務者の住民票の写し    ・居住者要件を満たすことを証明する書類

※これらの制度は平成21年10月1日現在のものです。

マイホームの新築やリフォームをお考えの皆さまへ

## 固定資産税・都市計画税の減額制度をご存じですか?

住宅を新築またはリフォームした場合、一定の要件を満たすと、固定資産税と都市計画税が減額されます。これからのマイホームプランにぜひお役立てください。手続き方法などの詳細は、税務課までお問い合わせください。 ※減額制度を受けるには申告書の提出が必要です。

☎税務課 22-1313

### V その他の税金について

#### ●不動産取得税

土地や家屋を取得した方に、一度だけ納めていただく県の税金です。一定の要件を満たした住宅を購入した場合は、減額されます。

☎大河原県税事務所

☎0224-53-3113

#### ●所得税

住宅を購入または改築すると、確定申告により所得税の還付(住宅ローン減税)を受けることができます。☎大河原税務署 ☎0224-52-2202

☎大河原税務署 ☎0224-52-2202

#### ●国民健康保険税

国民健康保険税は、加入者の所得と固定資産税に応じて計算します。このため土地や家屋を取得した翌年以降、国民健康保険税が高くなる場合があります。

☎税務課 ☎22-1313